

議案第15号

瀬戸内市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市病院事業使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市病院事業使用料及び手数料条例(平成18年瀬戸内市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「定めるとおりとする。」を「定める額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 訪問看護ステーションの使用料及び手数料は、次に定めるとおりとする。

(1) 使用料 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法その他の法令に基づく費用の額の算定方法により算定した額

(2) 手数料 別表第3に定める額

別表第1中「

死体検案料	1体	3,300円	
-------	----	--------	--

」を「

死体検案料	院内	1体	11,000円	
	院外	1体	22,000円	

」に、

「

病児・病後児保育料	1日	2,500円	
-----------	----	--------	--

」を「

病児・病後児保育料	1日	2,500円	9時00分から17時30分まで
-----------	----	--------	-----------------

」に改め、同表に次のように加える。

病児・病後児保育延長保育料	30分ごと	500円	17時30分以降
---------------	-------	------	----------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

区分	単位	金額	備考
休日処置料	1回	2,200円	医療保険のみ・運営日以外
死後処置料	1体	19,800円	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市病院事業使用料及び手数料条例(平成18年瀬戸内市条例第46号)新旧対照表

現行		改正後	
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院の使用料及び手数料は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手数料 別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 訪問看護ステーションの使用料は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法その他の法令に基づく費用の額の算定方法により算定した額とする。</p>		<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院の使用料及び手数料は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手数料 別表第2に定める額</p> <p>2 訪問看護ステーションの使用料及び手数料は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 使用料 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法その他の法令に基づく費用の額の算定方法により算定した額</p> <p>(2) 手数料 別表第3に定める額</p>	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
区分	単位	金額	備考
通算180日超長期入院患者自費負担額	1日	入院基本料算定額に100分の15を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額)に100分の110を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これ切り捨てた額)	入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。
室料	特別室	1日	11,000円
	個室	1日	5,500円
	2床室	1日	3,300円
区分	単位	金額	備考
通算180日超長期入院患者自費負担額	1日	入院基本料算定額に100分の15を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額)に100分の110を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これ切り捨てた額)	入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。
室料	特別室	1日	11,000円
	個室	1日	5,500円
	2床室	1日	3,300円

電気器具	1日	消費電力により実費徴収	
死後処置料	1体		8,800円
死体検案料	1体		3,300円
妊婦健診料	1回	県知事が県医師会に委託する健診料に準じる額	
病児・病後児保育料	1日		2,500円

電気器具	1日	消費電力により実費徴収	
死後処置料	1体		8,800円
死体検案料	院内	1体	11,000円
	院外	1体	22,000円
妊婦健診料	1回	県知事が県医師会に委託する健診料に準じる額	
病児・病後児保育料	1日		2,500円
			9時00分から17時30分まで
病児・病後児保育延長保育料	30分ごと		500円
			17時30分以降

別表第3(第2条関係)

区分	単位	金額	備考
休日処置料	1回	2,200円	医療保険のみ・運
			當日以外
死後処置料	1体	19,800円	